

市第 14 号議案 平成 23 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）
 （資源循環局関係部分）（震災対策補正）について

1 目的

東日本大震災を受け、横浜市においても災害トイレ対策を早急に進めるため、整備計画の見直しを行います。

2 事業内容

(1) 広域避難場所対策

現在、素掘り式トイレからトイレパック式トイレへの変更を 22 年度から 5 年間の整備計画によって進めているところですが、今回の震災を受け、整備計画を前倒しして実施し、23 年度中に全ての広域避難場所 121 か所 726 基の整備を完了します。

購入物品	22 年度末備蓄数	23 年度当初予算	今回補正	総備蓄数	補正額
テント（1 か所 6 張）	654 張	30 張	42 張	726 張	11,318 千円
簡易便座（1 か所 6 基）	150 基	150 基	426 基	726 基	
トイレパック（1 か所 600 セット）	※	※	72,600 セット	72,600 セット	

※北部事務所備蓄品で対応予定

(2) 地域防災拠点対策

備蓄済みのテント型仮設トイレの改良を図り、23 年度中に全備蓄仮設トイレ 912 基の対策を完了し、災害時の対応に万全を期します。

ア バキュームカーによる汲み取り作業時の便槽へのホースの吸い付き防止対策として、吸い付き防止網の購入を 22 年度から 5 年間の整備計画で進めています。計画を前倒しし、23 年度中に対策を完了します。

イ 一部のテント型仮設トイレについて、固定用ロープ等の転倒防止器具を購入し、強風等による転倒防止対策を講じます。

対策 (購入物品)	22 年度末対策済み トイレ基数	対策実施予定トイレ基数		対策済み 総トイレ基数	補正額
		23 年度当初予算	今回補正		
吸い付き防止※1 (吸い付き防止網)	484 基	120 基	308 基	912 基	10,615 千円
転倒防止※2 (転倒防止器具)	486 基	0	426 基		

※1 吸い付き防止網はトイレ 1 基につき 1 個

※2 転倒防止器具は、トイレ 1 基につき 1 セット

3 事業費（補正額）

(単位：千円)

	金額	財源内訳		
		国・県	市債	一般財源
補正額	21,933	0	0	21,933



写真1 テント、簡易便座



写真2 トイレパック

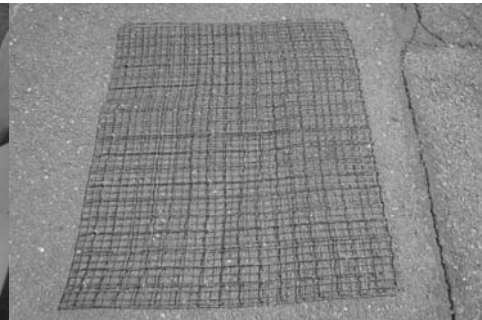


写真3
吸い付き防止網

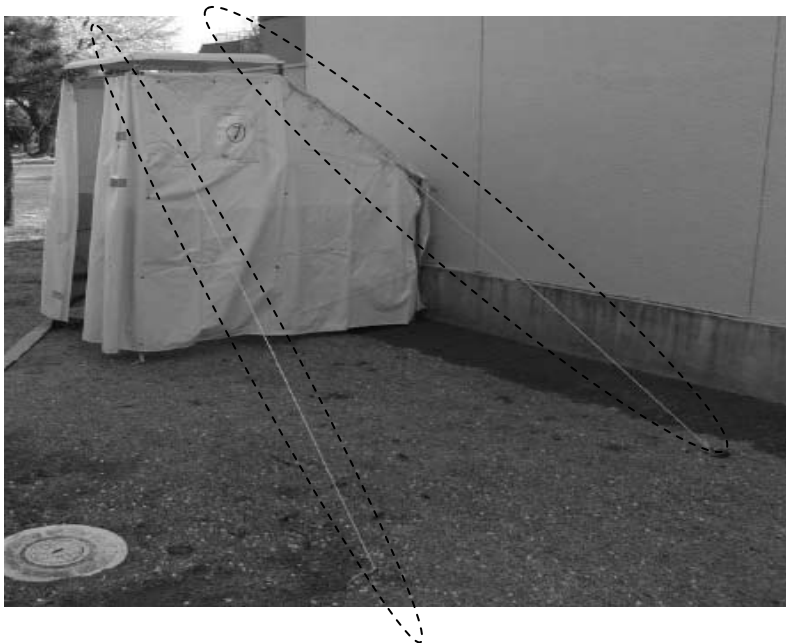


写真4
転倒防止ロープ

東日本大震災に係る資源循環局の対応について

1 市内での対応状況

(1) トイレパックの提供

金沢区柴町にあるマンションで、地震によりトイレが使用できなくなったため、トイレパック 3,500 セットを提供

(2) 移動トイレの貸出

旭区金が谷にある老人保健施設が、福島県南相馬市の特別養護老人ホームから 228 名の避難者を受け入れることによりトイレが不足するため、3月19日から25日まで、移動トイレ 1 台を貸出

(3) リユース品の提供

「たきがしら会館」に一時的に避難されていた被災者の方が市内へ転居することに伴い、被災者 4 世帯の方に対して、5月18日以降にたんすやテーブルなど計 10 点のリユース品を提供し、転居先へ運搬

2 被災地への支援状況

(1) 被災地への物資支援

- ・ トイレパックを、宮城県仙台市に 50,000 個、岩手県陸前高田市に 30,000 個、合計 80,000 個提供
- ・ 仮設トイレを、岩手県陸前高田市に 100 基提供

(2) 被災地への応援派遣

派遣内容	派遣先	派遣期間	活動概要	派遣人数
し尿収集 運搬隊	<宮城県> 岩沼市	3月13日～18日 (6日間)	・ 避難所等の仮設トイレの汲み取り作業を実施	79人
	<宮城県> 仙台市	3月13日～4月30日 (49日間)	・ トイレパック 50,000 個を横浜市から運搬 ・ 避難所等の仮設トイレの汲み取り作業を実施 ・ 南蒲生環境センターから、隣接している下水処理場へのし尿輸送を実施 ※3月13日から18日は一部物資運搬作業を実施	
物資 運搬隊	<宮城県> 仙台市	3月18日～4月2日 (16日間)	・ 全国から仙台市へ寄せられた食料などの支援物資を各避難所へ運搬 ・ 閉鎖される避難所からの毛布の運搬	54人
	<岩手県> 陸前高田市	3月24日～28日 (5日間)	・ 仮設トイレ 100 基を横浜市から運搬し、現地で組み立て設置 ・ トイレパック 30,000 個を横浜市から運搬	12人
	<岩手県> 陸前高田市 大船渡市 大槌町	4月14日～15日 (2日間※陸前高田市のみ) 4月28日～29日 (2日間)	・ 義援金で購入した支援物資の一部を横浜市から運搬	6人

ごみ収集 運搬隊	<宮城県> 仙台市	4月2日～29日 (28日間)	<ul style="list-style-type: none"> 被災した家屋から出される浸水した家具や電化製品等を、仮置き場や焼却工場へ運搬 公園に集められた粗大ごみ等を処分場に運搬 	190人
		5月22日～6月25日 (実施中)	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者の方などに対し、被災ごみ仮置き場に自己搬入できなかった震災ごみの収集 	130人 (予定)

3 その他の対応

(1) 「総合的な震災対策の考え方」について

(2) 災害廃棄物について

ア 国（環境省）の動向

(7) 災害廃棄物の処理について

5月16日に「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」をまとめ、国、県、市町村の役割、スケジュール等を示しています。これによると、今後、被災した各県が処理実行計画を作成することとなっています。また、被災自治体で処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要であるとしています。

(イ) 福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて

- ・福島県内の災害廃棄物については、①移動及び処分をしない区域、②調査、検討をする区域、③従前通り計画的に処分する区域に分けて、当面の取扱いを示しています。
- ・②の調査、検討をする区域は、浜通り及び中通り地方（避難区域及び計画的避難区域を除く）となっており、この区域は、汚染状況等を把握した上で、安全評価を行い、その結果を踏まえて処分の方針を決定するとしています。

イ 本市の考え方

国等からの協力要請があった場合には、国の処理指針により、関係自治体等と連携しながら対応します。

- ・稼働中の4工場で受入可能なごみ量は、年間最大18万トンです（破砕処理が必要な場合には、年間最大4万トン）。
- ・最終処分場の残容量が限られていることから、焼却灰の埋立は困難です。
- ・放射能による汚染等の安全性については、国の検討結果を踏まえて対応します。